別 紙 ２

山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書の保存・活用等検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書（以下「世界記憶遺産」という。）が今般、ユネスコの世界記憶遺産に登録されたことを踏まえ、世界記憶遺産の今後の保存のあり方や有効活用策等を検討すべく「山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書の保存・活用等検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　世界記憶遺産の保存のあり方の検討に関すること。

⑵　世界記憶遺産の有効活用策の検討に関すること。

⑶　観光客等の受入環境の整備策の検討に関すること。

⑷　記念式典の検討に関すること。

⑸　その他世界記憶遺産に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員３０人程度をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

⑴　学識経験者

⑵　独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館の職員

⑶　福岡県及び田川市の議会の議員

⑷　国及び福岡県の職員

⑸　公立大学法人福岡県立大学の職員及び教職員

⑹　田川市の職員

⑺　その他市長が必要と認める者

（特別顧問）

第４条　委員会に、特別顧問を置く。

２　特別顧問は、特に卓越した識見等を有する者に対し、市長が参画依頼する。

３　特別顧問は、委員会に対し、専門的知識や幅広い識見から助言及び指導を行うとともに、特に重要な事項について対外的な調整等を行うものとする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長１人及び副会長２人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順によりその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　委員は、会議の出席が困難な場合に、代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員は会議開催前に代理人出席について事務局に連絡しなければならない。

５　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（専門部会）

第７条　委員会に、第２条の所掌事務に関して専門的に調査・検討し、協議案を作成するため、専門部会を置く。

２　専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（事務局）

第８条　委員会の事務局は、田川市総務部総合政策課に置く。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年９月１５日から施行する。